

(3) 地域活動の拠点となる場づくり

住民が主体的な地域活動を行うためには、その活動を行うための場を準備することが必要である。多種多様な地域活動を行う場の確保にあたっては、例えば公民館や地区センター、小中学校などの既存施設の活用が有効であると考えられる。

小中学校は、地域住民にとって身近な公共施設であるとともに、体育館や音楽室、調理室などを持ち、各種の生涯学習等の活動に対応できる施設でもある。また、地域の防災拠点の場としての役割も担っているなど、地域活動の拠点となりうる条件を有している。

学校施設を地域活動の拠点として有効に活用することは、地域活動の活性化にむけて有効と考えられるが、地域と学校との連携に向けた協議や調整が必要である。

新潟市では、平成 19 年度からの「地域と学校パートナーシップ事業」の展開により、地域と学校の連携の素地が出来ていることから、その取組みの延長として、地域活動拠点として活用を図るものとする。小学校を活動拠点とすることで、小学校区内で活動する多様な主体の連携・交流が期待される。

参考：モデル自治体（新潟市）において、住民と地域が連携して進めている取組み

【地域と学校パートナーシップ事業】

学校が今まで以上に開かれ、地域と共に歩む学校づくりの推進のため、学校に「地域教育コーディネーター」を配置し、社会教育施設等の様々な活動を結ぶネットワークづくりや共同事業を推進し、学・社・民の融合による教育を進めることをねらいに、平成 19 年度に創設した。

平成 20 年度現在で、市内 40 校の小中学校で実施しており、今後、平成 26 年度までに市内全小中学校での実施を目指している。

(4) 地域住民による主体的な行動計画づくり

安全安心は「自分の命は自分で守る」ことが基本であり、自分たちが行うべき活動を実行・継続していく姿勢が重要である。

そのためには、地域住民が集まり、地域の状況を把握しながら、自らが取り組む内容について主体的に検討する機会を設けることが有効である。地域活動の取組みを策定する上では、行政による地域の災害リスク等に関する客観的な情報の提供も必要である。

また、住民が検討した内容を行動計画としてとりまとめることで、より実効性・持続性の高い取組みとなることが期待される。

行動計画における活動メニューを検討する際には、継続的な活動につなげやすいように、自分たちが「楽しんでできる」「納得してできる」内容として検討ととりまとめが進められるよう留意することが重要である。

新潟市内3地区で実施した社会実験では、「地域コミュニティ協議会」や「自治会」、「学校関係者」、「企業」、「学生」などが活動内容を検討し、行動計画としてとりまとめを行った。今後、地域住民は、作成した行動計画を具体的な行動に移しながら、新たに必要となる支援や仕組み等について検討し、行動計画について継続的に見直しを進めていくことが重要である。

参考：モデル自治体（新潟市）において、住民が行動計画を策定する際の検討の流れ

step1) 準備（取組の目的と進め方を共有する）



step2) わがまちの安全安心度を点検する（住民による自己点検・評価）



step3) 安全安心なまちづくりの課題・資源の発見（地区の重点テーマの設定）



step4) 災害時等の住民自治活動の学習（被災地域の経験を共有する）



step5) 平常時の安全安心活動の検討（効果的な活動内容や工夫すべき点の検討）



step6) 新しい仕組みづくりの検討（テーマコミュニティをつなぐ仕組みについて、具体的な行動計画としてまとめる）

(5) 住民によるまちづくり活動に対する行政側の柔軟な支援体制づくり

安全安心なまちづくりを進める上では、住民・行政がそれぞれの役割に従って行動を進めていくことが重要である。

市民意識として、行政に対しては、地域の災害リスクの客観的な情報の提供や各種活動への支援が期待する意見が多い。

行政は、ハザードマップ等の住民に公表する災害リスク情報を、住民にとってよりわかりやすく、具体的な行動につなげやすい情報として作成・公表し、住民による災害リスク情報の活用についても支援することが重要である。また、様々な先行事例（次頁参照）を参考としながら、地域に応じた仕組みを検討していくことが必要である。

また、行政は地域固有の情報や特性を把握した上で、地域のニーズ（具体的な要望や地域が主体的に作成した提案など）に柔軟に対応できるように、地域に近い窓口（区役所等が想定される）への権限の移譲や、担当部局間の横断的な連携の強化など、住民対応の窓口機能の強化を図ることも重要である。

新潟市では、地域活動のプラットフォームの役割を担う「地域コミュニティ協議会」を推進事務局とするとともに、行政側にも対応した窓口機能の強化を図るべく検討を行い、地域と行政とが協働して安全安心なまちづくりを推進できる体制づくりを図るものとする。

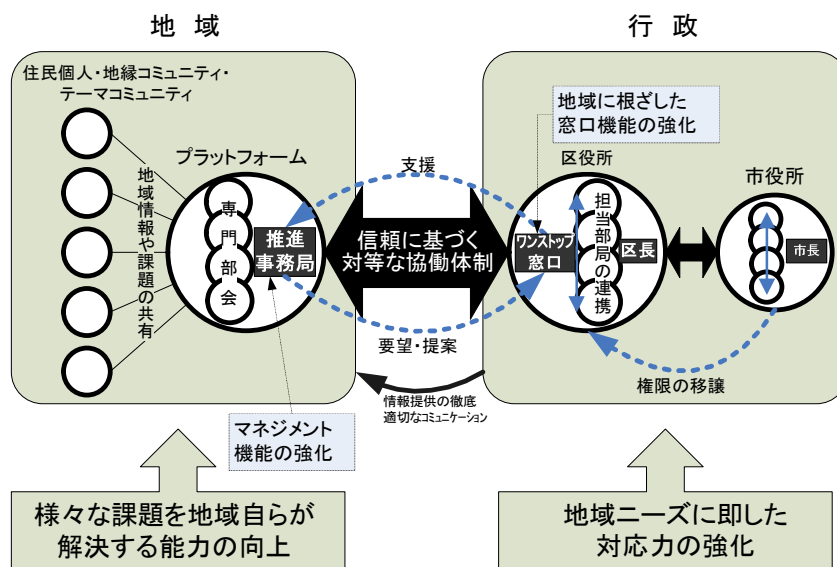


図 4-4 地域と行政の協働体制のあり方のイメージ

● 地域コミュニティ形成の新たな取組みとそれを支える制度づくりの参考事例

事例(1) 岩手県北上市 <「自治振興協議会」と「きらめく地域づくり交付金」>

① 地域づくりの活動拠点としての交流センターと自治振興協議会

- ・ 地域の自主的活動の拠点となる交流センターを自治振興協議会が指定管理者として管理運営。センター職員は、4～6名が地域から雇用されて運営に当たっている。

② 市側の取組みや支援体制

- ・ 市内部に北上市地域づくり支援委員会を設置するほか、地域の支援・情報交換として巡回相談会、地域づくり指導員を対象とした連絡会議、交流センター長会議、事務長を対象とした交流センター連絡会議、交流センター指定管理者連絡会議などを実施している。
- ・ 平成18年に「まちづくり協働推進条例」を制定するとともに協働の進め方をまとめた「協働手順書」の作成、「協働事例バンク」による協働事例の情報提供等も実施。

③ きらめく地域づくり交付金制度

- ・ 各自治振興協議会に向けて交通安全活動費、地域活動運営事業費、地域づくり事業費から構成される「きらめく地域づくり交付金」が交付されている。うち1地区上限100万円の地域づくり事業費は、地域計画に基づいた特色ある地域づくり事業が対象となっている。

事例(2) 三重県名張市 <地域づくり委員会への市職員の支援とゆめづくり地域予算>

① 住民主体の地域づくり委員会とゆめづくり地域予算制度

- ・ 住民の自立的、主体的なまちづくりの機運を高めるための財政支援として、各地区への補助金を廃し、地域住民の福祉増進、地域づくり推進に寄与するものであれば、自由に使える予算「ゆめづくり地域予算」を平成15年4月に創設(条例を制定)。
- ・ 概ね小学校区を単位とする住民主体のまちづくり組織「地域づくり委員会」が概ね3カ年の「地域づくり事業計画」を策定し、ゆめづくり地域交付金を活用して事業を行う。「地域づくり委員会」では、地域の防災・防犯対策や環境問題、小学校の統合問題など市内でも広域的に対応すべき課題に取り組んでいる。

② 市の支援体制

- ・ 市は「地域振興推進チーム」として各地域に5名の担当職員を任命し、情報収集や関係部局との調整、組織運営や実践活動への助言などを通じて地域づくりを支援している。また、「まちづくり支援室」が新設され、地域づくり委員会・推進チーム・庁内各部局との間の連携や調整を行うとともに、「地域づくり協議会」の事務局も担っている。

事例(3) 宮崎県宮崎市 <「地域コミュニティ税」の創設と「地域自治区」>

① 地域自治区と合併特例区

- ・ 地域自治区を旧宮崎市域に15地区、旧3町域には3つの合併特例区を設置(合併特例区は、将来「地域自治区」に移行予定)。地域自治区は地域の代表などで組織する地域協議会と住民票発行などの窓口業務を行う「地域自治区事務所」で構成している。

② 「地域コミュニティ税」の創設

- ・ 市では各種地縁団体の加入者数は減少の一途をたどり、市全体の自治会加入率は最近10年で11%下がって約64%になるなど、地域の自治機能は低下傾向にあることから、地域自治推進の新たな財源として、その活動費の一部を広く市民に求める「地域コミュニティ税」を平成21年4月に創設することとなった。
- ・ 税額は年額一人当たり500円であり、税込規模としては約8,000万円が見込まれている。税の使途は「地域自治区・合併特例区で取り組む地域の課題解決のための活動(地域の防犯防災、地域福祉、環境、地域再生等の活動)」を予定している。